

脳卒中に最新の医療を！ 脳卒中後遺症者に社会参加を！

「脳卒中対策基本法（仮称）」の早期制定のための請願書

【請願理由】

脳卒中発症後すぐの受診で、生命を救い後遺症を減らすために

脳卒中はわが国の死因の上位を占めているばかりか、長期にわたる継続した医療・リハビリを必要とし、さらに介護が必要になる最大の原因です。ところが、脳卒中の症状や、発症したらどうするべきかが知られていません。このため、治療開始が遅れ、生命の危険や、助かって重い後遺症を残す危険が大きい現状があります。

脳卒中の症状や一刻も早く治療を開始すれば多くの生命が助かり、後遺症が軽くなることをすべての国民に知っていただくことが重要です。

急性期から維持期まで継ぎ目なく最新の医療・リハビリ・生活支援を受けて、ご本人と家族の生活の質の向上と社会参加を実現するために

脳卒中の治療やリハビリは、急性期、回復期、維持期に分けられた制度の下にあって、それぞれの制度の狭間で治療やリハビリが途切れやすく、治療の効果のみならず、生活の質の向上や社会参加の妨げとなっている現状があります。

救急搬送・医療・福祉・介護・保健などの多くの分野に関連する政府・地方自治体・医療従事者等が、脳卒中の医療・リハビリ・生活支援のために、一致協力する必要があります。

超高齢化社会を目前に控え、脳卒中を発症した人と家族のために、そして医療・介護にわたる社会福祉資源の負担軽減のためにも、一刻も早く総合的な対策に取り組まなくてはなりません。

このため、(社)日本脳卒中協会がとりまとめて提案し、脳卒中対策立法化推進協議会加盟団体が支持している「脳卒中対策基本法(仮称)」 <http://www.jsa-web.org/law/law.pdf> が制定されることを切望し、請願します。

【請願内容】

「脳卒中対策基本法(仮称)」の早期制定を請願します。

脳卒中対策基本法(仮称)によって、政府・地方自治体・救急隊・医療従事者・医療保険者等が協力して、脳卒中を発症したらすぐ受診できる体制を築いてください。

脳卒中対策基本法(仮称)によって、急性期や回復期や維持期と継ぎ目なく最新の医療・リハビリ・生活支援を受ける仕組みが全国的に整備され、脳卒中者と家族の生活の質の向上と社会参加が支援される仕組みを築いてください。

(社)日本脳卒中協会がとりまとめた脳卒中対策基本法(仮称)概要案を添えて請願します。

「脳卒中対策基本法（仮称）」の早期制定のための請願署名

名前		住所
1		都道 府県
2		都道 府県
3		都道 府県
4		都道 府県
5		都道 府県
6		都道 府県
7		都道 府県
8		都道 府県
9		都道 府県
10		都道 府県

【とりまとめ】

脳卒中対策立法化推進協議会*

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-3-15 共同ビル4F 日本脳卒中協会内
電話 06-6629-7378

*加盟団体(50音順)：全国脳卒中者友の会連合会、日本救急医学会、日本言語聴覚士協会、日本作業療法士協会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、日本脳卒中学会、日本脳卒中協会、日本理学療法士協会、日本リハビリテーション医学会、日本リハビリテーション病院・施設協会

平成22年の通常国会へ署名を提出します。

※ この署名用紙は、コピーしてご使用ください。

本人の直筆でご署名ください。直筆の署名が困難で代筆となる場合は、押印をお願いします。

署名は、ボールペン等、**文字が消えない筆記用具**を使用してください。

署名したものは脳卒中対策立法化推進協議会へ**郵送して下さい**。

署名はコピーやFAX送信したものは無効です。

ご記入いただいた個人情報は、国会への署名提出以外の目的には使いません。